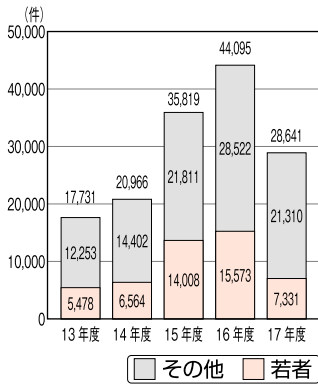


■相談件数の推移



全体の25.6%が若者(29歳以下)からの相談

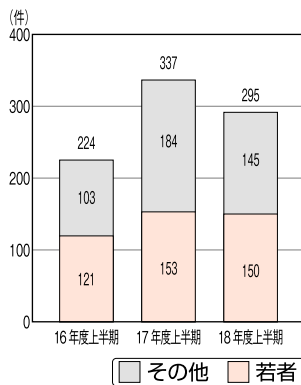
愛知県内8つの県民生活プラザで受け付けた相談の合計

全体の相談件数  
 平成18年度(上半期) 1万3千929件  
 平成17年度(上半期) 1万4千933件

平成18年度上半期(4～9月)に寄せられた若者からの相談件数は、昨年度同期と比べて16.7%(664件)減少しています。これは、相談の多くを占める不当請求が減少したためです。また、マルチ商法、アポイントメントセールスに関する相談は減少したものの、キャッチセールスに関する相談が増加しています。20歳になるとすぐに狙われることが多いので、20歳前から注意が必要です。

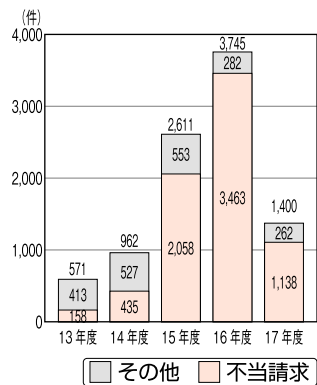
こんなに多い！  
若者の消費生活相談

■マルチ商法の相談件数の推移



マルチ商法の相談は減少

■未成年者からの相談件数の推移



「未成年者」からの相談は減少、8割が不当請求

お問い合わせ先  
海部県民プラザ ☎24-2500



愛知県横編ニット製造業  
最低工賃が廃止されました

この工賃の廃止は、愛知労働局長が、愛知地方労働審議会の答申(答申日…平成19年1月23日)を受けて決定したものです。

同最低工賃は、平成19年2月28日限り廃止となりました。なお、本最低工賃を廃止したことをもって、安易な委託工賃の引き下げが行われることのないよう、関係者のご協力をよろしくお願ひします。

お問い合わせ先

愛知労働局 労働基準部 賃金課  
☎052-972-0258  
津島労働基準監督署 ☎26-4155

ご存知ですか？  
検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその加害者を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が加害者を起訴しなかったことのよしあしを審査します。

お問い合わせ先

名古屋第一・第二検察審査会事務局  
名古屋地方裁判所内  
名古屋市中区三の丸一丁目4番1号  
☎052-203-1611

心配ごと相談開催日変更について

平成19年4月から佐織総合福祉センターでの開催日 が変更になりますので、お知らせします。(他の会場については変更ありません)

変更前

毎月第2火曜日  
午前9時30分～11時30分

変更後

毎月第2金曜日  
午後1時30分～3時30分

お問い合わせ先

市社会福祉協議会 ☎24-9733

新入学、入園の季節です  
交通事故から子どもを守りましょう！

子どもの交通事故の多くが、「飛び出し」によるものです。

子どもたちを交通事故から守るために、「飛び出しをしない」など交通ルールやマナーを身につけさせましょう。事故は急いでいる時に起こるものです。登校や外出には時間の余裕を、かばんなどの持ち物や自転車には反射材をつけましょう。

愛知県民生活部

お問い合わせ先

愛知県民生活部 地域安全課  
〒460-8501 住所記載不要  
☎052-954-6177(ダイヤルイン)  
FAX 052-954-6910  
ホームページ  
<http://www.pref.aichi.jp/chiki>  
-anzen/koutu/